

規制の事前評価書(要旨)

政策の名称	電気通信業務の休止及び廃止の際の周知に関する届出義務	
担当部局	総務省 総合通信基盤局 事業政策課	電話番号:03-5253-5978 e-mail: denwamou-ikou@ml.soumu.go.jp
評価実施時期	平成30年 3月	
規制の目的、内容及び必要性等	<p>【規制を実施しない場合の将来予測(ベースライン)】 近年、電気通信設備の老朽化等を背景に、電気通信事業者において国民に幅広く利用されている電気通信サービスを終了し、又は終了することを予定している。そうした中、情報通信技術の進展等により、電気通信サービスが高度化・多様化・複雑化し、高齢者を含めて電気通信サービスの利用者層が広がり、利用者と電気通信事業者との情報の非対称性が拡大していることから、利用者が、サービス終了までの限られた期間に、移行先の選択肢となり得るサービス(以下「移行先サービス」という。)の内容等を把握・理解した上で選択することは容易でなく、サービス利用の空白が生じるおそれが高まっている。</p> <p>他方、現行制度において電気通信事業者が電気通信サービスを終了する場合は事後届出を行うこととなっており、電気通信事業者による周知の取組が適切かつ十分でないときに、行政が事前にその事実を把握し、その電気通信事業者に対応を促すことは困難である。</p> <p>今後、固定電話網のIP網への移行(2025年1月頃を予定)等に伴い、様々な電気通信サービスの終了が予定されている中、このような状況に対処するための規制をせず、電気通信事業者による利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務が休廃止されるにもかかわらず、利用者への事前の周知が十分に行われない状況をベースラインとする。</p> <p>【課題及び課題の発生原因】 固定電話網がIP網に移行するなど情報通信技術の進展等により、電気通信サービスが高度化・多様化・複雑化するとともに利用者層が広がり、利用者と電気通信事業者との情報の非対称性が拡大する中で、休廃止する電気通信サービスについて電気通信事業者による周知が適切かつ十分でない可能性があることが課題であり、現行の事後届出制においては、行政が電気通信サービスの休廃止前に電気通信事業者による周知の取組状況を確認し、必要に応じて電気通信事業者に適切な対応を促すことができないことがその発生原因である</p> <p>【規制の内容】 現行制度において、電気通信事業者が電気通信サービスの休廃止に当たり、義務付けられている利用者に対する周知の内容に関し、行政が、あらかじめその情報を確実に得られるようにするために事前届出制を新たに導入する必要がある。</p> <p>なお、「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申)において、電気通信事業者による利用者利益の保護に関する取組状況をあらかじめ総務大臣が確認するなど、電気通信サービスの終了に向けた適切な取組を確保するためのルールを導入について、制度的担保を含め検討することが必要である旨が示されている。</p>	
想定される代替案	<p>【代替案】 電気通信業務の休廃止に係る周知の状況を電気通信事業法上の報告徴求において把握する。</p>	
規制の費用	当該規制の場合	代替案の場合
(遵守費用)	利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止について定められた様式により事前に届け出る制度であり、新たに発生する遵守費用は限定的であると考えられる。	当該規制を導入した場合と比較し、増大する。
(行政費用)	利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止について定められた様式により事前に届け出る制度であり、新たに発生する行政費用は限定的であると考えられる。	当該規制を導入した場合と比較し、増大する。
規制の効果(便益)	当該規制の場合	代替案の場合
(直接的効果(便益))	利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止の際の事前届出制度が導入された場合には、総務大臣が当該休廃止の周知事項をあらかじめ取得し、電気通信事業者に対する是正措置を必要に応じて講ずることが可能となり、各電気通信事業者における利用者への周知が適切かつ十分に行われることが期待される。	当該規制を導入した場合と同じ。
(副次的・波及的な影響)	利用者の利益に及ぼす影響が大きい電気通信サービスに係る電気通信業務の休廃止の際の事前届出制度が導入されることにより、各電気通信事業者における利用者への周知が適切かつ十分に行われ、サービス利用の空白が生じず、利用者の利益が保護されることとなる。	当該規制を導入した場合と同じ。
費用と効果(便益)の関係	<p>上記のとおり、新たに発生する追加的な遵守費用及び行政費用は限定的であると考えられる一方で、本件規制が導入された場合には、各電気通信事業者による周知が適切かつ十分に行われることとなる。</p> <p>以上から、本件規制により得られる便益は、本件規制の導入に伴う費用を上回っており、本件規制の導入は妥当と考えられる。</p>	
代替案との比較	<p>電気通信業務の休廃止に係る周知の状況を電気通信事業法上の報告徴求において把握することも考えられるが、一定期間ごとに当該休廃止の有無にかかわらず全電気通信事業者に対して報告義務を課すこととなるとともに、定期的に報告徴求を行うことでその都度遵守費用及び行政費用が発生することとなり、本件規制と比較して、得られる便益は同じである一方、費用は増大することになるため、この代替案を採用することは適切ではない。</p>	
その他関連事項	<p>【事前評価の活用状況】 「固定電話網の円滑な移行の在り方」(平成29年9月情報通信審議会答申)において制度改正が必要とされた事項を踏まえ、今回の改正を行うものである。</p>	
事後評価の実施時期等	<p>【事後評価の実施時期】 改正法の施行後3年を経過した場合において、改正法の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。</p> <p>【事後評価に向けて把握する指標(費用・効果等)】 各電気通信事業者による電気通信業務の休廃止に係る周知の実施状況を確認する。</p>	